

平成 28 年 9 月 13 日

第 4 回廿日市市議会議案
(第 3 回定例会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案目次

報告第16号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法 人の経営状況説明書について	1
報告第18号	専決処分事項の報告について	3
報告第19号	専決処分事項の報告について	5
議案第82号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	7
議案第83号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	21
議案第84号	廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部 を改正する条例	25
議案第85号	廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等 に関する条例及び廿日市市非常勤消防団員に係 る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正 する条例	29
議案第87号	工事請負契約の変更について	35
議案第88号	市道路線の認定及び廃止について	37
議案第89号	工事委託契約の締結について	39
議案第90号	財産の取得について	41
議案第91号	財産の取得について	43
質問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるに ついて	45

報告第16号

市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況
説明書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

平成28年9月13日

廿日市市長 眞野勝弘

報告第18号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月13日

廿日市市長 真野勝弘

1 専決処分の内容 工事委託契約の変更について

平成25年議案第71号により議決を得た廿日市駅南北自由通路等新設工事の委託契約の委託金額を次のように変更する。

「3 委託金額 743,670,000円」を「3 委託金額 715,137,198円」に改める。

2 専決処分年月日 平成28年8月19日

(参考事項)

平成25年議案第71号により議決を得た廿日市駅南北自由通路等新設工事の委託契約については、西日本旅客鉄道株式会社が発注した工事に入札差金が発生したことなどにより、委託金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第19号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月13日

廿日市市長 真野勝弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 28,797円

2 専決処分年月日 平成28年7月18日

(参考事項)

平成28年5月9日市非常勤職員の行為によって発生した車両損傷事故
に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第82号

廿日市市税条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年9月13日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(廿日市市税条例の一部改正)

第1条 廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第19条中「においては」を「には」に、「あつたときは」を「あつた場合には」に、「以下第1号及び第2号」を「第1号、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
第43条第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「、若しくは」を「、又は」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものとして令第48条の9の9第1項に規定する更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたと

き（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものとして令第48条の9の9第2項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として令第48条の9の9第3項に規定する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
 - (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- 第48条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「においては」を「には」に、「あつたときは」を「あつた場合には」に改め、「当該税額に」を削り、「場合で」を「場合において、」に、「当該提出期限」を「当該申告書の提出期限」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「詐欺」を「詐偽」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納

付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして令第48条の16の2第1項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたとき（当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として令第48条の16の2第2項に規定する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。）

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に、「年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント」に改め、同条第3項中「、法第321条の8第1項」を「法第321条の8第1項」に、「の申告書」を「に規定する申告書」に、「詐欺」を「詐偽」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして令第48条の15の5第1項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として令第48条の15の5第2項に規定する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税その他令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中

「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に係る同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「適用しない」を「、適用しない」に、「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則

第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「配当所得」を「利子所得の金額若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに

附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市

民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は、適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の

規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(廿日市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 廿日市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、廿日市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の

申告書を除く。)、」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中廿日市市税条例附則第10条の2の改正規定及び附則第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中廿日市市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、施行日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例附則第20条の2の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以

後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、市民税及び固定資産税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 3 号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 9 月 13 日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第17項を附則第19項とし、附則第10項から附則第16項までを2項ずつ繰り下げ、附則第9項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第19条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法

第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する法律において外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税の特例に関する規定を設けるため、この条例案を提出するものである。

議案第 84 号

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 9 月 13 日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「廿日市駅前自転車駐車場 廿日市市駅前2番27号」を

「廿日市駅前自転車駐車場 廿日市市駅前1番7号」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

廿日市駅前自転車駐車場を移転することに伴い、当該自転車駐車場の位置を変更するため、この条例案を提出するものである。

議案第85号

廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年9月13日

廿日市市長 真野勝弘

廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
及び廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第24条第1項及び第25条」を「及び第24条第1項」に改める。

第2条を次のように改める。

(定員)

第2条 団員の定員は、次の各号に掲げる団員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号に掲げる団員以外の団員 662人

(2) 任用に当たつて従事すべき消防事務の範囲及び量が極めて限定されている団員（以下「機能別団員」という。） 70人

第3条第1号中「、又は勤務する」を「勤務し、又は通学する」に改める。

第18条を次のように改める。

(適用除外)

第18条 第9条ただし書及び第10条の規定は、機能別団員には、適用しない。

別表第1団員の項中「26,000円」の次に「（機能別団員にあつては、10,000円）」を加える。

別表第3中

- 1 貸与期間満了時における消耗程度により延伸することができる。
- 2 盛夏服は、副団長以上の者に限り貸与する。
- 3 短靴及びバッグは、女性消防団員に限り貸与する。

を

- 1 貸与期間は、期間満了時における消耗の程度により延長することができる。
- 2 盛夏服は、副団長以上の者に限り貸与する。
- 3 短靴及びバッグは、女性消防団員に限り貸与する。
- 4 機能別団員には、従事する消防事務の内容により、品名の欄に掲げる被服等のうち必要となるものに限り貸与する。

に改める。

(廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(昭和39年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5年以上」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

- (1) 勤務年数が5年未満である者
- (2) 廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第3号）第2条第2号に規定する機能別団員（以下「機能別団員」という。）

第4条第1項本文中「期間」の次に「（機能別団員として勤務していた期間を除く。）」を加え、同項ただし書中「非常勤消防団員」の次に「（機能別団員を除く。次項、次条、第5条第1項、第5条の2及び第7条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定の業務のみに従事する団員を機能別団員と位置付け、その定員、報酬の額等を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 87 号

工事請負契約の変更について

平成 27 年議案第 80 号により議決を得た本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、市議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 13 日提出

廿日市市長 眞野勝弘

「3 請負金額 232,200,000 円」を「3 請負金額 277,423,920 円」に改める。

(提案理由)

平成27年議案第80号により議決を得た本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、市議会の議決を求めるものである。

議案第88号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

平成28年9月13日提出

廿日市市長 真野勝弘

1 市道路線の認定

番号	認定路線名	起 点	終 点
708	城内八幡 神社線	廿日市市佐方字南尾 13番地先	廿日市市佐方字城内 1029番1地先

2 市道路線の廃止

番号	廃止路線名	起 点	終 点
162	城内線	廿日市市佐方字城内 1228番1地先	廿日市市佐方字城内 1030番1地先
569	国鉄駅裏線	廿日市市平良山手7 37番1地先	廿日市市佐方字城内 1099番2地先
708	城内八幡 神社線	廿日市市佐方字城内 1059番2地先	廿日市市佐方字清末 538番2地先
4110	大国6号線	廿日市市大野二丁目 8710番48地先	廿日市市大野二丁目 8710番48地先

(提案理由)

土地区画整理事業の実施に伴い、起点の変更が必要となった道路を市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線などを廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第89号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり廿日市市公共下水道根幹的施設（塩屋沖汚水中継ポンプ場）建設工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成28年9月13日提出

廿日市市長 真野勝弘

- 1 工事名 廿日市市公共下水道根幹的施設（塩屋沖汚水中継ポンプ場）建設工事
- 2 工事場所 廿日市市沖塩屋二丁目6496番3
- 3 委託金額 191,000,000円
- 4 受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 谷戸善彦

(提案理由)

廿日市市公共下水道根幹的施設（塩屋沖汚水中継ポンプ場）建設工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第90号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成28年9月13日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 財産の表示

品名 化学消防ポンプ自動車

数量 1台

2 取得価格 56,970,000円

3 相手方 広島市中区本通7番26号

株式会社 クマヒラセキュリティ

代表取締役 今中英治

(提案理由)

廿日市消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第91号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成28年9月13日提出

廿日市市長 真野勝弘

1 財産の表示

品名 消防ポンプ自動車

数量 1台

2 取得価格 11,448,000円

3 相手方 広島市中区大手町五丁目3番12号

株式会社 吉谷広島支店

支店長 犬山達也

(提案理由)

消防団大野分団に配備する車両を取得しようとするものであるが、買入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成28年9月13日提出

廿日市市長 真野勝弘

氏名 西本タツ子

氏名 原 いち代

氏名 山中攻治

氏名 岡崎和生

(提案理由)

人権擁護委員西本タツ子、原いち代、山中政治及び岡崎和生の任期が、平成28年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。

